

AAP NEWS LETTER

Alliance
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL : www.aapjp.com E-mail : info@aapth.com TEL : +66- (0)-2-261-8182

1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

▶ 中間法人税の申告 (P.N.D.51) について

タイにおけるすべての会社は、上半期（事業年度開始日から6ヶ月間）の末日から2ヶ月以内に中間法人税を申告・納付する必要があります（歳入法第67条の2）。中間法人税として納付された金額は年度末の申告において発生した法人税から控除することができます。なお設立初年度等で、事業年度が1年未満の場合は中間申告・納付を行う必要はありません。

上場会社・商業銀行などでは年度決算と同様に中間決算を行って算定した確定中間利益に基づき中間申告を行うため年度の法人税申告手続とさほど変わりありません。しかしながら、それ以外の非上場会社は年間見積利益（見積所得）に基づく年次予想課税額の2分の1を申告しなければならず、利益の見積という中間申告特有の論点が発生します。よって以下では非上場会社の中間申告方法について述べます。

● 中間申告の方法

中間申告額を算定するには年間見積利益を適切に計算する必要があります。仮に下半期における事業環境が上半期と同様である場合は、既に確定している上半期の実績数値を用いて年間の見積利益を算定することができます。他方で、下半期の利益計画が上半期と比較して変動する場合は、関連する売上高や費用の下半期における予測額を年間利益の見積に反映する必要があります。下半期でのみ発生し得る項目（監査費用や賞与計上額など）があるような場合も、それを下半期の見積に反映するよう留意が必要です。

また、年間見積利益をベースにして計算した中間法人税申告額に基づき、中間法人税申告書 (P.N.D.51) を作成して税務署へ提出し、申告・納付を行います。当該申告書には会計担当者資格（タイの大学で会計学を専攻し、毎年一定の研修要件を経て、維持される資格）保持者の署名が必要となります。

● 見積計算の際に考慮すべきポイント

上述の年間見積利益の計算が適切であったかどうかは最終的には年度決算で実際利益（課税所得）を算定する際に判明します。ここで、中間申告時における年間の見積利益が、

実際利益を25%超下回った場合には、結果として中間申告額が過少であったと看做され、合理的な理由がない限り当該申告不足額の20%の延滞税が課されることとなります。そのため、特に下半期の利益が上半期と比較して上振れる可能性がある場合はこの延滞税の発生を回避するため、適切に利益見積を行うことが求められます。なお、前年度の法人税申告額の2分の1以上の金額を中間納付している場合は「合理的な理由」があると判定され延滞税は課されません（歳入局通達 No.Paw50）。

ただし、延滞税を回避することを目的として過大な中間申告をすることにも問題が生じます。結果として年度の法人税申告額が中間納付額よりも小さい金額となった際は、当該差額に対する還付請求権をもちますが、還付請求すると高い確率で税務調査が入ってしまい、税務上の指摘によって還付金額が減殺される虞があるためです。

その意味におきましても大きすぎず・小さすぎず、バランスのとれた適切な年間利益の見積を中間申告時に実施することが求められます。



目次 INDEX

- 中間法人税の申告 (P.N.D.51) について P1
- タイビジネス関連法令 P2-4
- Pakinnaka 法務 P5
- オフィスで使えるタイ語 P6
- 泰国自然探訪 P6
- タイビジネスインタビュー P7
- Saiyo の求職者情報 P8
- AAPC の不動産情報 P9-12
- AAP INSURANCE NEWS P13



タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 27

คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชีและภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในประเทศไทยมักต้องประสบ โดยได้รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปัจจุบัน หัวข้อในจดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหาเกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในประเทศไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยังได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูลเหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

คำพิพากษาฎีกาเรื่อง ชำระค่าทำงานล่วงเวลา
คำพิพากษาฎีกาที่ 569/2547

はじめに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

【時間外勤務手当支払義務に関する判決】
最高裁判所判決 第2537/2525号

คำพิพากษาย่อสั้น

จำเลยให้โจทก์ซึ่งเป็นลูกจ้างประจำทำงานนอกเวลาทำงานตามปกติโดยทำสัญญาว่า การรับจ้างทำงานของโจทก์เป็นการทำงานที่มีลักษณะจ้างเหมาโดยมีค่าจ้างตามอัตราเงินเดือนแต่ไม่มีค่าจ้างทำงานล่วงเวลา ดังนี้ สัญญาดังกล่าวไม่มีผลบังคับ เพราะขัดต่อประกาศกระทรวงมหาดไทย เรื่องการคุ้มครองแรงงาน ลงวันที่ 16 เมษายน 2515 ข้อ 34 ซึ่งมีสภาพบังคับเป็นกฎหมาย จำเลยจึงต้องจ่ายค่าทำงานล่วงเวลาให้โจทก์

判決の要旨

被告は、正社員である原告に対し、通常勤務時間を超過する時間外労働をさせた。通常の賃率で請負契約を締結させられ、時間外勤務手当を支給しなかった。当該契約は法律上の効力がある1972年4月16日付「労働者保護」に関する内務省告示第34条に違反し、無効であるため、被告は、原告に対し、時間外勤務手当を支払わなければならない。

คำพิพากษาย่อยาว

โจทก์ฟ้องว่า โจทก์เป็นลูกจ้างประจำของจำเลย จำเลยให้โจทก์ทำงานนอกเวลาทำงานปกติโดยไม่จ่ายค่าล่วงเวลาให้โจทก์ตามกฎหมาย คงจ่ายให้เพียงเท่าเดียวของอัตราค่าจ้างในเวลาทำงานปกติเท่านั้น ขอให้บังคับจำเลยจ่ายค่าล่วงเวลาแก่โจทก์เป็นเงิน 33,442.15 บาท

จำเลยให้การว่า โจทก์เป็นลูกจ้างทดลองงานประเภทรายเดือน ที่โจทก์อ้างว่าจำเลยให้โจทก์ทำงานเกินเวลาโดยจ่ายค่าล่วงเวลาไม่ครบนั้นไม่เป็นความจริง เนื่องจากการทำงานดังกล่าวจำเลยแจ้งให้โจทก์ทราบเป็นหนังสือว่า จ้างกันเป็นกรณีพิเศษจากงานประจำโดยคิดค่าแรงตามที่ตกลงกันแล้วซึ่งโจทก์ได้รับทราบและได้ปฏิบัติติดต่อกันตลอดมาจนถึงวันเลิกจ้างและโจทก์ได้ยอมรับค่าแรงที่จำเลยจ่ายให้โดยมิได้โต้แย้งแต่ประการใด ขอให้ยกฟ้องศาลแรงงานกลางพิพากษาให้จำเลยจ่ายค่าล่วงเวลาให้โจทก์อีก 9,981.50 บาท

ศาลฎีกาแผนกคดีแรงงานวินิจฉัยว่า ข้อเท็จจริงได้ความว่าจำเลยจ้างโจทก์เป็นลูกจ้างประจำตำแหน่งช่างไฟฟ้า นอกเหนือจากการทำงานประจำแล้วจำเลยให้โจทก์ทำงานนอกเวลาทำงานตามปกติวันละ 8 ชั่วโมงตามจำนวนวันทำงานล่วงเวลาในแต่ละเดือนในเอกสารท้ายฟ้อง โดยจำเลยจ่ายค่าตอบแทนในการทำงานดังกล่าวให้แก่โจทก์เท่ากับค่าจ้างปกติ 1 วันทำงาน คดีนี้มีปัญหาจะต้องวินิจฉัยตามอุทธรณ์ของจำเลยว่า โจทก์มีสิทธิเรียกค่าล่วงเวลาจากจำเลยหรือไม่ พิเคราะห์แล้วเห็นว่าตามประกาศกระทรวงมหาดไทย เรื่อง การคุ้มครองแรงงาน ลงวันที่ 16 เมษายน พุทธศักราช 2515 ข้อ 34 ถ้านายจ้างให้ลูกจ้างทำงานเกินเวลาทำงานปกติ ให้นายจ้างจ่ายค่าล่วงเวลาไม่น้อยกว่าเท่าครึ่งของอัตราค่าจ้างต่อชั่วโมงในเวลาทำงานปกติสำหรับเวลาที่ทำเกิน เอกสารหมายเลข 1 ที่ระบุว่า การรับจ้างทำงานของโจทก์เป็นการทำงานที่มีลักษณะจ้างเหมา โดยมีค่าจ้าง "ตามอัตราเงินเดือน" แต่ไม่มีค่าจ้างทำงานล่วงเวลา จึงไม่มีผลบังคับเพราะขัดกับประกาศกระทรวงมหาดไทยดังกล่าว ซึ่งมีสภาพบังคับเป็นกฎหมาย ศาลแรงงานกลางพิพากษาชอบแล้ว

判決の要約

原告の訴状によると、原告は被告の正社員であり、被告は原告に時間外労働をさせたものの、法定時間外労働手当を支給せず、通常勤務時間と同率の賃金のみを支払ったため、原告が被告に対し、33,442.15 パーツの時間外労働手当を請求したものである。

被告の主張は、「原告は試用期間中の月給制従業員であり、被告が所定時間外勤務手当を支給せずに原告に時間外労働をさせたという原告の主張は真実ではない。被告は、当該業務は通常業務とは別に委託した業務であり、合意した賃金を支給することを原告に書面で通知し、原告はそれを同意した。原告は解雇日まで異議なく被告から支給される賃金に同意しており、請求棄却することを求める。」というものである。

中央労働裁判所は、被告に対し、9,981.50パーツの時間外勤務手当を原告に対して支払うよう、命じた。

そこで、被告は、最高裁判所に上告した。最高裁判所労働事件課の審査結果によると、事実として、被告は、原告を電気工事士として雇用した。各月の時間外勤務記録（訴状添付別紙）から、被告は、原告に通常勤務時間の他、1日8時間の時間外労働をさせ、時間外労働の対価として通常賃金の1日分を原告に支給していた。被告の上告したことにより、本事件は原告が被告に対して時間外勤務手当を請求する権利があるか否かを審査する必要がある。そして、審査の結果、1972年4月16日付「労働者保護法」に関する内務省告示第34条によると、使用者が労働者に時間外労働をさせた場合、使用者は超過した労働時間数に応じて通常勤務時間の時給の1.5倍以上の時間外勤務手当を支払わなければならない。被告証拠第1号によると、原告の勤務が請負業務であり、時間外勤務手当を支給せず、その月給に応じた賃金が支給されると記載されている。しかしながら、法的拘束力のある上記の内務省告示に違反しているため、当該記載は無効になる。中央労働裁判所は正当な判決を下したと判断する。

そこで、第一審と同じ判決を下すものとする。

ภาษีมูลค่าเพิ่ม กรณีการให้บริการที่ทำในราชอาณาจักรและได้มีการใช้
บริการนั้นในต่างประเทศ ตามมาตรา 80/1 (2) แห่งประมวลรัษฎากร

付加価値税
(歳入法典第80/1(2)条の国内で提供され、海外で
利用するサービス)

ข้อหารือ

บริษัท A ได้ทำสัญญาให้บริการปรับแต่งภาพถ่าย กับ บริษัท B ซึ่งเป็นบริษัทที่ตั้งในประเทศสวีเดน มีได้เข้ามาประกอบกิจการใดๆ ในประเทศไทย และเป็นบริษัทแม่ของบริษัท A ซึ่งภาพถ่ายดังกล่าวบริษัท B จะจัดส่งให้บริษัท A ทางอินเทอร์เน็ตเพื่อดาวน์โหลดภาพและตกแต่งภาพถ่ายดังกล่าวในประเทศไทย หลังจากปรับแต่งภาพถ่ายเสร็จแล้ว บริษัท A จะจัดส่งให้บริษัท B ทางอินเทอร์เน็ตเช่นกัน ซึ่งภาพถ่ายที่ปรับแต่งแล้วดังกล่าวใช้ในต่างประเทศเท่านั้น โดยบริษัท A เรียกเก็บค่าบริการจากบริษัท B เป็นรายเดือน บริษัท A ขอหารือว่า การให้บริการปรับแต่งภาพถ่ายตามข้อเท็จจริงดังกล่าว เข้าลักษณะเป็นการให้บริการที่กระทำในราชอาณาจักรและมีการใช้บริการในต่างประเทศ ซึ่งได้รับสิทธิเสียภาษีมูลค่าเพิ่มในอัตราร้อยละ 0 ตามมาตรา 80/1 (2) แห่งประมวลรัษฎากร หรือไม่ อย่างไร

แนววินิจฉัย

กรณีที่บริษัท A ให้บริการปรับแต่งภาพถ่ายตามข้อเท็จจริงดังกล่าว เข้าลักษณะเป็นการให้บริการที่กระทำในราชอาณาจักรแก่ผู้รับบริการในต่างประเทศ และได้มีการใช้บริการนั้นในต่างประเทศ หากบริษัท A มีหลักฐานแสดงการชำระราคาค่าบริการตามใบแจ้งหนี้ในนามของบริษัท A บริษัท A จึงจะได้รับสิทธิเสียภาษีมูลค่าเพิ่มในอัตราร้อยละ 0 ตามมาตรา 80/1 (2) แห่งประมวลรัษฎากร ประกอบกับข้อ 2 (1) และข้อ 3 ของประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เกี่ยวกับภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ 105) เรื่องกำหนดประเภท หลักเกณฑ์ วิธีการ และเงื่อนไขของการให้บริการที่กระทำในราชอาณาจักรและได้มีการใช้บริการนั้นในต่างประเทศ ตามมาตรา 80/1 (2) แห่งประมวลรัษฎากร ลงวันที่ 12 กรกฎาคม พ.ศ. 2543

相談事項

A社は親会社であるB社（スウェーデンで設立し、タイで事業を営んでいない会社）と写真加工編集サービスの契約を締結した。B社はインターネット経由でA社に写真を送って、タイ国内でダウンロードして写真加工と編集を行うが、加工編集された写真はインターネット経由でB社に納入される。加工編集された写真は海外でしか利用されない。A社は月締めでB社にサービス料を請求する。上記の事実に基づく写真加工編集サービスは、歳入法典第80/1(2)条の国内で提供され、海外で利用するサービスに該当し、付加価値税が0%課税取引となるかどうか相談したい。

審査結果

上記の事実に基づく写真加工編集サービスは歳入法典第80/1(2)条の国内で提供され、海外で利用するサービスに該当する。A社名義の請求書によりサービス料が支払われた証拠書類があれば、A社は歳入法典第80/1(2)条、並びに2000年7月12日付け「歳入法典第80/1(2)条の国内で提供され、海外で利用するサービスの基準、方法と条件」に関する付加価値税関連の国税局長告示第105号の第2(1)条と第3条により付加価値税0%の恩典を受ける権利がある。

お客様に 関心のある法律を簡潔にご説明します。

今月のテーマ：労働法「賃金」

はじめに

労働法は、使用者、労働者、使用者の組織及び労働者の組織の権利及び義務について規定されており、会社経営・運営の上で必須の法律になります。今回は、残業代、解雇補償金の支払にも関連する「賃金」に関して、簡単にご説明させていただきます。

賃金等の定義

1. 「賃金」

「賃金」という用語は、様々な法律条文に散見されます。そして、仏暦 2541 労働者保護法に「賃金」の定義があります。「賃金」（労働者保護法第 5 条）は、「雇用条件に基づき、時間、日、週、月またはその他の期間を単位として、通常の労働時間における労働の対価として支払われる、使用者及び労働者が合意した金銭を意味する。もしくは、労働者が通常の労働時間内に行った労働成果に基づく計算により支払われる賃金である。また、本法令に基づき労働者が賃金を受領する権利を有する休日及び労働者が勤務しない休暇日に、使用者が労働者に支払う金銭も含む。」と定義しています。

2. 「福利厚生」

「福利厚生」は、使用者が労働者の食事手当、制服手当、交通費手当、家賃手当、治療費手当、養育手当、出産手当、事故保険料手当、賞与、電話料等の手当として支払われる金銭であると解されています。

3. 「解雇補償金」

「解雇補償金」は、「解雇の際に使用者が労働者に対し支払う金銭であり、使用者が労働者に対し支払うことに同意したその他の金銭は除く」と定められています（労働者保護法第 5 条）。

賃金の考え方

「賃金」は、上記のとおり、雇用契約に基づき通常の労働時間における労働の対価として支払われるものです。どんな名称であれ、使用者が通常の労働時間における労働の対価として支払うものであれば、正規に支払うか否かにも関わらず、賃金とみなされます。

以下、今までに出された最高裁判例をご紹介します。なお、最高裁判例の判断が個別に生じるケースの射程範囲内であるかは、各ケースごとに検討する必要がありますので、その都度、専門家にご相談ください。

1. 賃金とみなされたケース

役職手当：使用者が労働者に対し役職に従う労働の対価として支払う金銭であり、賃金とみなされます（最高裁判決 No.5095-5099/2539）。

飛行手当：使用者が労働者に対し稼働日の通常時間における航空機で勤務の対価として支払われる金銭であり、毎月一定額で支給するか否かに関わらず、賃金とみなされます（最高裁判決 No.1394/2549）。

生活手当：使用者が労働者に対し、いかなる種類の福利厚生として支払われているかが不明であるため、稼働日の通常時間における労働の対価として支払われる金銭とし、賃金とみなされます（最高裁判決 No.2891/2525）。

夜間勤務手当：使用者が労働者に対し夜間勤務稼働日の通常時間における労働の対価として支払われる金銭であり、賃金とみなされず（最高裁判決 No.1133-1268/2525）。

2. 賃金とみなされなかったケース

食事手当：使用者が労働者に対し稼働日の通常時間における労働の対価として支払われず、福利厚生として支払われる金銭であるため、賃金とみなされません（最高裁判決 No.1180/2540）。

交通費：使用者が労働者に対し稼働日の通常時間における労働の対価として支払われず、労働者が支払った交通費の補填金として支払われる金銭であるため、賃金とみなされません（最高裁判決 No.2235/2528）。

年度賞与金（ボーナス）：使用者が労働者に対し稼働日の通常時間における労働の対価として支払われず、労働者が勤労に対する謝礼及び励ましのために支払われる金銭であるため、賃金とみなされません（最高裁判決 No.3189/2529）。

報酬金：使用者が労働者に対し稼働日の通常時間における労働の対価として支払われず、労務意欲の向上のために支払われる金銭であるため、賃金とみなされません（最高裁判決 No.2246/2548）。

3. まとめ

下記の 3 項目を充たす場合、賃金とみなされる可能性が高いといえます。

- 1) 使用者が労働者に対し支払われる金銭
- 2) 相互に権利義務が発生する（双務契約）
- 3) 通常労働時間があること

賃金とみなされないものの例

- 1) 解雇補償金・退職手当
- 2) お見舞金等
- 3) 報酬（労働対価ではなく、かつ、通常基準以上に支払うもの）

賃金の範囲については、争いになりやすい分野かと存じます。判例についてもケースバイケースである上、時代によっても変化します。疑問を持った際に、ぜひ専門家に意見を聞くことをお勧めいたします。

Pakinnaka (ปकिनกะ) は、タイ語で「種々雑多なもの」を意味します。

パーサータイで話タイ

実際に使えるタイ語の文章を提供しております。



今月のお題 **去年より高いです**

สูงกว่าปีที่แล้ว スーン グワー
ピーティーレーオ

ソムジャイ
秘書

ニークー エーガサーン ティー ジャ ユーン ポーゴードー
ハーヌン チュアイ セン チュー ハイ ノイ カ
(これはポー・ゴードー51を申請する種類です。サインをお願いします。)
นี่คือเอกสารที่จะยื่นงวด.51 ช่วยเซ็นชื่อให้หน่อยค่ะ

木村部長

タムマイ ピーニー ヨー (ド) パーサー ティー トン
ジャーイ トウン スーン グワー ピーティー レーオ
(どうして今年の納税額は去年よりも高いのですか。)
ทำไมปีนี้ยอดภาษีที่ต้องจ่ายถึงสูงกว่าปีที่แล้ว

ソムジャイ
秘書

プロワー ピー ニー ポンガムライ クルン पीเลอร์ (ク)
スーン ジュン タム ハイ ガーン プラマン ガーン ポンガム
ライ タンピー スーン グワー ピーゴーン ダンナン
パーサー ジュン スーン タム ไพโดウアイ カ
(今年の上期の利益が高かったので、年間の予想利益が高くなります。それで納税額も高くなりました。)
เพราะว่าปีนี้ผลกำไรครึ่งปีแรกสูง จึงทำให้การประมาณการผลกำไรทั้งปี สูงกว่าปีก่อน ดังนั้นภาษีจึงสูงตามไปด้วยค่ะ

ヨー (ド) パーサー	納税額	ยอดภาษี
ガーン プラマン ガーン	予想 予測	การประมาณ
クルン पीเลอร์ (ク)	上期	ครึ่งปีแรก

ガムライ、ボンガムライ	利益	กำไร, ผลกำไร
ピーティーレーオ	去年	ปีที่แล้ว
クルン पीเลอร์ (ク)	上期	ครึ่งปีแรก



POINT 【文法】
A + 形容詞 グワー B

「AはBより～」を意味する。2つのものやことを比較する場合、形容詞の後に「グワー」をつけ、さらにその後比較する対象を続ける。

【例】
ドゥーン パイ レオ グワー
ナン ロック (ド) パイ
歩いて行った方が車に乗って行くより速い。

เดินไปเร็วกว่านั่งรถไป

プロワー ポリサットA ドゥー
ナーチュアトゥー グワー ポリサットB
ジュン ルアックポリサットA
A社はB社より信頼性があるので、A社を選びました。

เพราะว่าบริษัท A คุ้นเคยดีออกกว่าบริษัท B จึงเลือกบริษัท A

Volume
10

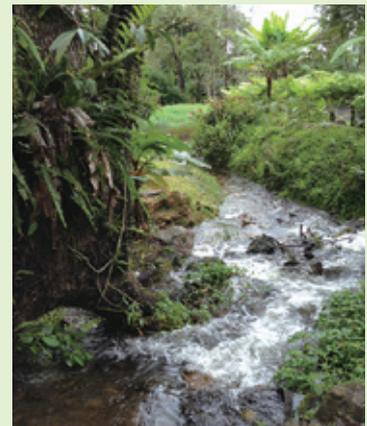
泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるお勧めスポットと、そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

タイ最高峰の山「ドイインタノン国立公園」

ドイインタノンにはチェンマイ市街から南西方向 100 km の場所に位置する標高 2,565m のタイで最も高い山です。国立公園に入ってから山頂まではさらに 50km 程の距離があり、山頂付近に建てられた仏塔が観光のメイン地点となっています。現国王ラーマ 9 世が王妃のために建てたというこの仏塔の周りには、色とりどりの花が植えられた庭園が整備され、眼下に連なる山稜を一望できる展望台も備えられています。標高が 2000m を越えると、気温は一気に下がります。時期によっては 0 度以下になることもあるため、防寒着は必須です。山頂付近の遊歩道では地表面に霜が降り、氷が張ることもあります。タイ最高峰の山はタイで最も寒い場所でもあり、この寒さを体感するためにタイ国内から多くの観光客が訪れます。公園内にはいくつかの美しい滝があり、中でもメーヤの滝とワチラタンの滝はタイ国内の他の滝と比べても水量が多く落差もあり壮観です。ドイインタノンの山

麓にはカレン族やアカ族、メオ族等多くの山岳少数民族が居住しています。かつてはここでケシの栽培を行っていた山岳少数民族も、今ではロイヤルプロジェクトに従事し、野菜、果樹、花などの栽培で生計を立てています。山岳民族が開く市場で、バンコクでは珍しいアボガドや柿などのお土産を購入することができます。山の中腹にロイヤルプロジェクトが運営するリゾートホテルがあり、公園内での宿泊が可能です。夜になると山で栽培される電照菊の淡いオレンジ色の灯りが幻想的です。高地の冷たく澄んだ空気に、南国であることを忘れそうになります。



タイで活躍する日系企業を AAP のお客様を中心にご紹介していきます。



vol.3

Value Innovation Training and Seminar CO.,LTD

Managing Director
鈴木正志さん

にお話を伺いました。

■ 御社の事業内容を教えてください。

現在、「タイ社員の学ぶ機会がない」「日本人マネージャーが指導できない」という日系企業のお悩みに応えられるよう「ビジネスマナー」や「報・連・相」などのビジネススキルをタイ社員が習得するためのセミナーを行っています。

■ タイ進出のきっかけを教えてください

弊社は日本でも中堅、中小企業の人材育成のお手伝いをしていますが、現在多くの中堅、中小企業が東南アジアに進出しています。その中でもタイへ進出する企業数が特に多いため、人材育成のお手伝いのニーズがあると考えました。

大企業の場合は、自社で「QC」などの研修を実施していますが、中堅、中小企業の場合は、そのような環境や仕組みまで整っていないのが実情です。

また、タイ社員を育成する立場である、日本人マネージャーも、駐在を機に初めてマネージャーになったという方が多く、実務を教えることが精一杯で仕事の心構えや基本行動の指導まで手が回らず、多くの企業がお困りだったので、現地でセミナー事業を行うことを決めました。

■ タイ進出の現状はいかがですか？

当初は、「報・連・相」セミナーのみを実施していましたが、現在では様々なお悩みにお応えするためにテーマを増やしてセミナーを実施しています。また、駐在の日本人マネージャーに対して、

タイ社員のマネジメント、育成をするための知識・スキルを習得してもらうためのセミナーも実施しています。

今後は工業団地での出張型オープンセミナーの展開を考えています。バンコクだと参加が難しいという声がありますので、講師が工業団地まで出向いてセミナーを行う予定です。

■ タイで会社を運営していく上で、苦勞されたことはありますか？

日系企業がタイ社員の育成に対してあまり積極的ではないという点です。その理由は、せっかく育成しても、すぐに辞めてしまう可能性があるためです。日本では、5年、10年先を見越した人材育成ができますが、タイ社員の場合は、来年辞めてしまうかもしれない、数ヶ月で辞めてしまうかもしれないという不安が大きいようです。それでも最近は、徐々に育成に力を入れる企業も増えてきています。

■ 御社の強みを教えてください。

強みは2つあります。まず「我が社の社員」です。現在、3人の社員がいますが、3人とも日本語、英語、タイ語の3カ国語が話せるので、営業活動からインストラクションまで多様な対応が可能です。

2つ目は「ソシオテック研究所のグループ」であることです。ソシオテック研究所は、トヨタグループをはじめ、日本のリーディングカンパニーをメインクライアントとして25年にわたり人材育成を実施してきました。そのノウハウをもとに現地向けにアレンジした高品質のプログラムをご提供できることが強みです。

■ 最後にニュースレターを読まれている読者の方へ一言お願いします。

人材育成は目に見えないものですが、企業経営に欠かせないものです。

人材育成をしっかりと行うことで、未来に対する見通しも立ちます。そして、人には間違いなく可能性があります。自分たちの社員を信じ、教育をすることでスタッフは必ず伸びます。そしてそれが信頼関係をつくり長く働いてくれることとなります。

—ありがとうございました。

お問い合わせ先

Value Innovation Training and Seminar CO.,LTD.

2 JASMINE BUILDING, 12th Floor, Room33,
Soi Prasanmitr (Sukhumvit23), Sukhumvit Road,
North Klongtoey, Wattana, Bangkok 10110
TEL&FAX : +66-2-612-7355
E-mail: s.masashi@value-i.jp
URL: <http://www.value-i.jp/bangkok.html>

今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社
SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD.
(サイヨーリクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1

男性 27 歳

総務 / コーディネーター / セールス

言語 → 英語 : TOEIC 745、日本語 : N3

希望勤務地 → バンコク / ラカバン / バンナー

希望給与 → 22,000~25,000 バーツ

2

女性 28 歳

総務 / 通訳 / コーディネーター

言語 → 日本語 : N3

希望勤務地 → アユタヤ、バトゥンタニー、ナコムパトム、サムットプラカーン

希望給与 → 18,000~20,000 バーツ

3

女性 22 歳

総務 / 通訳 / コーディネーター

言語 → 日本語 : 簡単な日常会話

希望勤務地 → バンコク / ナコムパトム

希望給与 → 17,000 ~ 19,000 バーツ

4

男性 28 歳

R&D/QA/ プロダクション

言語 → 英語 : TOEIC 680

希望勤務地 → チョンブリ / ラヨン / バンコク

希望給与 → 23,000 バーツ

5

女性 22 歳・新卒

インポートエクスポート

言語 → 英語 : TOEIC 780

希望勤務地 → バンコク / プラチンブリ

希望給与 → 17,000~20,000 バーツ

6

男性 27 歳

インポートエクスポート / コーディネーター

言語 → 英語 : TOEIC 885

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 18,000 バーツ

7

男性 26 歳

セールス / ロジスティック

言語 → 英語 : TOEIC660 日本語 : N3

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 28,000~30,000 バーツ

8

女性 22 歳

コーディネーター

言語 → 中国語 : HSK3

希望勤務地 → バンコク

希望給与 → 16,000 バーツ

※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトでご覧いただけますし、直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。

※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせやタイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP → www.saiyo.co.th

TEL → 02-665-7289 ~ 91 FAX → 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd.

➤ タイ経済指標

項目	単位	2013	2014	2015	2016
GDP 成長率	前年比ベ(%)	2.80	0.9	2.8	3.2(1~3月)
人口*	千人	68,382	67,065	67,293(12月)	67,329(2月)
労働者の数*	千人	39,808	38,963	39,165	38,352(3月)
失業率**	%	0.72	0.84	0.89	0.94(3月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	300	300
チョンブリー		300	300	300	300
アユタヤー		300	300	300	300
ラヨー		300	300	300	300
賃金:全国製造業の平均	バーツ	11,066	12,074	12,305	12,242(3月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	2.19	1.90	▲0.90	▲0.50(3月)
中央銀行政策金利*	%	2.25	2.00	1.50	1.5(4月)
普通貯金率**	%	0.68	0.59	0.56	0.47(4月)
ローン金利(MLR)**	%	7.16	6.96	6.75	6.61(4月)
SET 指数*	1975年:100	1,298.7	1,497.7	1,288.0	1,404.6(4月)
バーツ/100円**	バーツ	31.53	30.77	28.31	31.19(4月)
バーツ/米ドル**	バーツ	30.73	32.48	34.25	35.52(4月)
円/米ドル**	円	97.6	105.84	121.0	113.9(4月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,337,631	884,346	795,905	183,859(3月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,016	1,662	2,237	447(4月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億バーツ	1,027.3	729.4	809.4	119.4(4月)

*期末、**平均

▶ タイ不動産情報

販売物件

No	物件	エリア	価格(バーツ)	面積(㎡)	備考
SC0080	コンドミニアム	オンヌット	5,900,000	58	2 ベッドルーム
SC0090	コンドミニアム	エカマイ	5,600,000	45	1 ベッドルーム
SC0060	コンドミニアム	トンロー	8,500,000	96	2 ベッドルーム
RF0310	工場・倉庫	テーパラック	66,000,000	3,544	
SL0370	土地	サムットサコーン	240,000,000	30 Rai	

賃貸物件:工場と倉庫

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(㎡)	備考
RF0160	工場	ヘマラートチョンブリ 工業団地	138,600	660	即入居可能
RF0050	工場	サムットプラカーン	137,640	744	即入居可能
RF0054	工場	サムットプラカーン	159,120	816	即入居可能
RW0280	倉庫	バンナー	265,200	2,040	即入居可能
RW0310	倉庫	バンナー	115,090	677	即入居可能

賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件	エリア	家賃 (バーツ)	広さ(㎡)	備考
RO0081	サービスオフィス	プルンチット	45,000	-	3-4 Workstations
RO0150	オフィスビル	アソーク	40,800	60	即入居可能
RO0132	オフィスビル	シーロム	162,500	250	即入居可能
RO0587	オフィスビル	シーロム	90,450	135	即入居可能
RO1283	オフィスビル	バーンラック	107,800	196	即入居可能

賃貸物件:住居

No	物件	エリア	家賃 (パーツ)	広さ(m ²)	間取り
RC0220	コンドミニアム	pronpon	40,000	41	1 ベッドルーム
RC0150	コンドミニアム	onnout	25,000	58	2 ベッドルーム
RC0140	コンドミニアム	tonro	35,000	33	1 ベッドルーム
RA0032	サービスアパート	tonro	73,000	53	1 ベッドルーム
RA8450	サービスアパート	ekamai	85,000	111	2 ベッドルーム

Contact

AAP Capital Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: <http://www.aapcap.com>

Responsible :

Tsuji(Japanese and Thai)

+66(0)-86-358-7298 tsuji@aapcap.com

Nopporn Ladee (English and Thai)

+66(0)-81-989-2206 nopporn@aapcap.com

Property for rent: Condominium in Sriracha (RC1002)

物件種別	コンドミニアム	立地	シーラチャー
全階数	17	階	15
面積	50 m ²	駐車場	1台
家具	有	家賃(パーツ/月)	35,000 パーツ
電気代	公料金	水道代	公料金
契約期間	1年		
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> ・Robinson シーラチャー ・パヤタイ・シーラチャー病院 ・Surasak Montri 公園 		
備考	・Pinthong, Hemaraj, Amata の工業団地へのアクセスが良好		



Google map

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z-e5UpB2QTJk.kRN_aOKHPM1U&usp=sharing

本年より生命保険・損害保険の仲介サービスを始めました。
インシュアランスニュースでは、身近なお金に関する話題をお伝えします。
今回はタイの所得控除についてまとめました。
共に働く仲間である、現地従業員の方々へのご理解に、お役立ていただければ幸いです。

Alliance
Accounting & Consulting

タイの所得控除 ～一般的な控除の種類～

各種控除	タイ
基礎控除	40%、上限6万バーツ
本人控除	3万バーツ
社会保険料控除	給与の5%、上限9,000バーツ
配偶者控除	3万バーツ
児童控除	1.5万バーツ/人(最高3人まで)
両親扶養控除(要件あり)	3万バーツ/人
教育費控除	2,000バーツ/人
住宅ローン利子控除	最高10万バーツ
生命保険料控除	最高10万バーツ
適格年金生命保険控除	課税所得の15%か20万バーツ(どちらか大きい金額まで)
プロビデントファンドの積立金控除額	1万バーツ以上50万バーツ未満
長期 株式信託(LTF)積立金控除額	課税所得の15% ただし上限50万バーツ
寄付金控除	純課税所得の10%を超えない実際の寄付額

※上記は1年間の控除額。なお適用にはその他要件あり

参考：日本貿易振興機構(JETRO)ホームページより

タイにも左記のような所得控除がありますが、控除額が日本ほど大きくはありません。単身者の場合は基本的に上記3つの控除が適用されるだけです。
日本では所得額に税率を乗算し、さらに定額控除の後に所得税を算出しますが、タイでは基本的に所得額に税率をかけて算出だけです。(要件が合えば税額控除のケース有)
シンプルでわかりやすい構造ですが、日本と比較すると収入における所得税の比率はかなり高いように感じます。
所得税を節税するのに有効な手段として、一般的に生命保険料控除やLTF控除を適用することが挙げられます。
タイでは保険期間が10年以上の保険(保障性の商品)の保険料のうち、年間10万バーツまでを所得から控除できます。「保険期間が10年以上」なので、満期は少なくとも10年後になりますが、保険料の支払い期間は商品により様々で、短いものでは2年で終わるものもあります。

また、適格年金生命保険は日本の個人年金に近い保険で、保険料の払込期間が55歳～65歳までと長く、払込を終えたら年金形式で満期金を受け取れる保険です。現在、日本の個人年金保険の多くは予定利率1%を下回っていますが、タイの生命保険会社の年金生命保険はIRR2%以上の商品が多くあります。保険料を払っている期間は所得控除もできますので、節税効果も合わせるとIRR4%以上にもなる場合があります。商品の中には利率は抑えて、死亡補償が手厚いものもありますので、何の目的で加入するのかをしっかりと検討する必要があります。

月々の給与明細を見て、タイで納める所得税の額に驚かれる方は少なくありません。節税にご興味のある方、また貯蓄性商品をお探しの方はお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。弊社では複数の保険会社から商品をお選びいただけます。

[お問い合わせ先]

日本人プランナー(日本語)

藤木亜矢子

Mail : fujiki@apth.com

Mob : +66(0)-63-215-4015

Tel : +66(0)- 2-261- 8182 (内線152)

タイ人プランナー(タイ語)

ワニダ・チャンコン

Wanida・Changkong

Mail : wanida@apth.com

Tel : +66(0)- 2-261- 8182 (内線151)



AAP 保険部